

(4) 丙が、入職日より3ヶ月未満の期間内に甲を自己都合により退職した場合、又は丙の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、乙は甲に対し、紹介料のうち、丙の勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、甲が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は乙の負担とする。）。また甲は、丙の退職から1ヶ月以内に退職した旨を乙に伝えるものとし、丙の退職から1ヶ月を超えた後に乙が連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

- ・1週間未満に退職…100%返金
- ・1週間以上1ヶ月未満に退職…50%返金
- ・1ヶ月以上2ヶ月未満に退職…30%返金
- ・2ヶ月以上3ヶ月未満に退職…10%返金
- ・3ヶ月以上…返金なし